長崎県のうち 長崎市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
長崎県のうち 島原市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
長崎県のうち 島原市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量七・一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
長崎県のうち 大村市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
長崎県のうち 大村市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

に、を、に、を

		四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
熊本県のうち 熊本市のうち東区	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量七・一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
熊本県のうち 熊本市のうち東区	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量七・一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
熊本県のうち 水俣市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
熊本県のうち 水俣市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、に、を、に